

長野県市長会社会環境部会 次第

平成 30 年 10 月 24 日（水）

健康福祉部関係 10：00～

環境部関係 10：55～

県議会増築棟 3 階 第 2 特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

社会環境部会出席者名簿

平成30年10月24日(水)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
10:00～10:55 健康福祉部	部 長	大 月 良 則
	健康福祉政策課長	滝 沢 弘
	介護支援課長	小 山 靖
	障がい者支援課長	浅 岡 龍 光
10:55～11:40 環 境 部	部 長	高 田 真由美
	生活排水課長	清 水 修 二
	資源循環推進課長	伊 東 和 徳
市長会社会環境部会	部会長	大町市長
		牛 越 徹
		岡谷市長
		今 井 竜 五
		中野市長
		池 田 茂
		佐久市長
市長会事務局		柳 田 清 二
		駒ヶ根市副市長
		堀 内 秀
	局 長	青 木 弘
	次 長	百 瀬 一 典

【 社会環境部会 】

所属市：大町市・佐久市・中野市・岡谷市・駒ヶ根市

No.	要望事項	提出市	県担当部署	時間	希望市
1	小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について	長野市 駒ヶ根市	健康福祉政策課	15	16
	福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について	小諸市	健康福祉政策課		
2	介護職員の処遇改善による介護事業者の安定的な事業運営のための恒久的な制度の確立について	佐久市	介護支援課	10	10
3	介護保険「地域支援事業(任意事業)」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について	須坂市	介護支援課	10	3
4	社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充等について	佐久市	障がい者支援課	10	3
5	医療的ケアが必要な障がい者(児)への地域支援体制の整備について	千曲市	障がい者支援課	10	8
6	下水道老朽化施設改築事業の社会資本整備総合交付金対象の継続と交付金の財源確保について	諏訪市	生活排水課	10	10
7	県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について	安曇野市	資源循環推進課	10	6
8	廃棄物のリサイクル制度の確立及びリサイクルに対する財政支援について	諏訪市	資源循環推進課	10	3
9	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市ほか12市	資源循環推進課	15	12

【社会環境 1-1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会：長野市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設	
要望先	☐ 国	担当省庁		
	☒ 県	担当部局	健康福祉部	
	☐ その他	名 称		
件名	1-1 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について			
提案市	長野市・駒ヶ根市			
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金のうち、小中学生の通院に係る県補助の拡大を要望する。			
提案理由	福祉医療費のうち小中学生の通院については県補助対象外のため、市町村の単独での実施となっており、財政負担が大きい。 県内全市町村で、子どもの福祉医療費の対象年齢を中学校卒業までとしていること、及び通院については県補助の対象年齢が平成18年4月から未就学児までに据え置かれていること、並びに県の「ながの子ども・子育て応援総合計画」に沿う「子育て安心県」の実現に向けた子育て支援策であることなどを踏まえ、通院について対象年齢の拡大を要望する。			
現状及び課題等	・子どもの福祉医療費の対象年齢			
		県補助	長野市	駒ヶ根市
	入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで	18歳年度末まで
	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	中学校卒業まで
	※小中学生の通院分が県補助の対象となっていない。			
	・福祉医療費給付事業（扶助費決算額：「子ども」分）			
	【 長野市 】 (単位：千円)			
	年 度	支給総額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源
	28年度(決算額)	636,451	150,321	486,130
	29年度(決算見込額)	648,130	147,100	501,030
	30年度(予算額)	690,983	160,502	530,481

	【 駒ヶ根市 】				(単位：千円)
	年 度	支給総額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	
	28年度(決算額)	68,888	14,377	54,511	
	29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	
	30年度(予算額)	72,000	17,290	54,710	
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱				

【社会環境 1-2】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H29・8・25 第141回総会；安曇野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	1-2 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について		
提案市	小諸市		
提案要旨	福祉医療費給付事業における窓口無料化の対象を、障がい者、ひとり親家庭の受給者へ拡大することを要望する。		
提案理由	福祉医療費給付事業に係る窓口負担を平成30年8月から義務教育年齢まで無料化することになったが、他都道府県では障がい者、ひとり親世帯についても窓口無料化を実施しており、同一の制度でありながら、償還払い方式と現物給付方式（窓口無料化）の二つの方法を実施していくこととなる。 長野県においても、低所得者対策として、障がい者やひとり親世帯に対しても、子どもの医療費同様、窓口無料化対象範囲の拡大を要望する。		
現況及び課題等	長野県では窓口無料化について、国が未就学児までの国民健康保険国庫負担金等の調整措置を廃止することを受け、義務教育までの子どもに対して、平成30年8月から窓口無料化を実施し、その際発生する国保ペナルティについては県が半額補助するとの方向になった。 これを受け、当市では子育て支援の充実を図るため、18歳まで拡大し窓口無料化を実施する。 障がい者やひとり親家庭や関係団体、議員からも窓口無料化の要望があることから、財政負担も含め、窓口無料化対象範囲の拡大を要望する。 《小諸市における国保ペナルティ見込額》 ・16歳以上の障がい者医療費（国保資格者分）：601,872千円（28年度実績） 国保ペナルティ見込額：<u>29,959千円</u> ・16歳以上のひとり親家庭医療費（国保資格者分）：49,956千円（28年度実績） 国保ペナルティ見込額：<u>2,309千円</u>		
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱		

【社会環境 2】（4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H26・4・18 第134回総会；松本市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	2 介護職員の処遇改善による介護事業者の安定的な事業運営のための恒久的な制度の確立について		
提案市	佐久市		
提案要旨	介護職員の安定的な確保・定着と介護事業者が安定した事業運営ができるよう、介護職員の処遇改善加算を見直し恒久的な制度として確立することを要望する。		
提案理由	平成21年度から実施した介護職員処遇改善交付金制度は、24年度の介護報酬改定により介護報酬に組み込まれ、介護報酬処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、処遇改善加算は継続性が不透明であり、廃止された場合に経営者側と労働者側に与える影響が大きく、不安を抱えている事業所が多いことから、制度を改善することにより多くの事業者が処遇改善に取り組み安定的な事業運営ができると考える。		
現況及び課題等	加算制度は、「経過的な取り扱い」として設けられたものであるため、継続については不透明な状況である。 超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、事業者は介護職員の確保に苦慮している。安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の処遇を改善し恒久的な制度に改善する必要がある。		
関係法令	介護保険法		

【社会環境 3】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省
件名	3 介護保険「地域支援事業（任意事業）」の家族介護継続支援事業の対象事業拡大について		
提案市	須坂市		
提案要旨	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、要介護者を現に介護している家族を支援するため、地域支援事業（任意事業）の家族介護継続支援事業の対象事業拡大を要望する。		
提案理由	任意事業においては、実施要綱に記載されている事業のほか、地域の実情に応じて様々な事業が実施可能であったが、平成27年度予算において、国の義務的経費（国庫負担金）としての性格を有する事業であることから、すべての事業について国の補助事業として行う必要があるのか検討され、対象事業が明確化するとともに対象事業が絞られた。 在宅介護慰労金給付及び介護用品（おむつ券）の支給は対象外となったが、介護サービスは充実されても、介護者への支援には苦慮しており、保険者がおこなう家族介護支援事業への参加者も伸び悩んでおり、有効な対策が打てているとは言い難い状況である。市町村特別給付への移行とするのではなく、地域支援事業の裁量拡大を要望するもの。 なおこの事業は、家族を介護に縛り付けるための施策ではなく、地域の実情に鑑み必要な施策であると考えます。		
現況及び課題等	元気な高齢者に対して介護が必要となった際に介護を受けたい場所を見ると、「今のところ、よくわからない。」と回答した者が多いものの、「施設」よりも「自宅」での生活を希望する者が多い。（長野県：42.7%） ※高齢者等実態調査による（H28.12.1現在）		
法令関係	介護保険法		

【社会環境 4】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部
件名	4 社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充等について		
提案市	佐久市		
提案要旨	児童発達支援センター等の社会福祉施設整備において設置主体が社会福祉法人等である場合は補助対象であるが、自治体が設置主体の場合は補助対象外であるため、自治体が設置主体であっても補助対象とするとともに、予算額を確保するよう要望する。		
提案理由	現在、市町村が児童発達支援センター等の社会福祉施設を整備する場合は、国庫補助・県補助は対象外である。 平成29年3月に障害者総合支援法、並びに児童福祉法の改正により平成30年度から障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられたところである。 また、策定にあたり「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、同指針では、2020年度までに児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本と示されたところである。 第1期障害児福祉計画による児童発達支援センター等を市町村で整備するにあたり、国庫補助・県補助の対象とするよう要望する。		
現況及び課題等	佐久圏域では、現在児童発達支援センターが設置されていないが、市民から設置を求める声が多い状況である。 設置整備を行うにあたり、市町村の財政状況が厳しい中、設置における財政支援の拡充を希望する。		
関係法令	障害者総合支援法 児童福祉法		

【社会環境 5】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	5 医療的ケアが必要な障がい者（児）への地域支援体制の整備について		
提案市	千曲市		
提案要旨	地域において医療的ケアが必要な障がいのある方を支援していくために、施設等建設費に対する財政支援や、建設後の事業運営に関わるサービス報酬体系と人員配置基準の見直しを行い、地域支援体制の整備が図られるよう要望する。		
提案理由	当市には稲荷山医療福祉センターがあるが、受け入れ可能な定員数が不足しているなどの課題があり、希望する支援が受けられない方がいる。このため、障害者総合支援法第5条に基づく障害福祉サービス、児童福祉法第6条に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を行う事業所・施設の建設等に対する建設費補助の拡充及び、医療的ケアに対応した各種サービスを安定的に提供するための報酬体系と人員配置基準の見直しを要望する。		
現況及び課題等	当市における医療的ケアが必要な障がい者（児）の支援体制としては、稲荷山医療福祉センターが中心であるが、療養介護は満床のため受け入れができない状況である。また、医療的ケアが必要な障がい者（児）を受け入れるグループホームは、当市には整備されていない。		
関係法令	児童福祉法、障害者総合支援法		

【社会環境 6】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H29・4・20 第140回総会；飯山市)					
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）				分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省			
	☐ 県	担当部局				
	☐ その他	名 称				
件名	6 下水道老朽化施設改築事業の社会資本整備総合交付金対象の継続と交付金の財源確保について					
提案市	諏訪市					
提案要旨	地方自治体が所管する公共下水道施設のうち既に更新時期を迎えたものについては、当交付金を財源として改築を実施しているところであるが、今後も制度の継続と更新需要に見合う所要額の交付金の財源確保を要望する。					
提案理由	下水道施設の老朽化対策事業には、下水道長寿命化支援制度やストックマネジメント支援制度を活用し、その財源に当交付金を充てているが、今後、更新時期を迎える施設等の数量はさらに増加するため、事業に要する財源としての重要性は更に高まる状況にある。 一方、平成29年10月17日に開催された財務省の財政制度分科会において、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合性のあるものに見直して行くとの方針が謳われたことから、今後、老朽化施設の改築等に係る国の財政支援の削減が懸念される。万一削減がなされた場合には、下水道事業の持続的・安定的な運営が困難となることから、支援の継続を強く要望するものである。					
現況及び課題等	使用料収入は、人口減少や節水型社会により減少傾向にあり、厳しい財政状況にある。また、国の方針によって改築事業の財源を受益者に求め下水道使用料に反映させた場合には、今後の消費税増税と相まって市民の消費生活は圧迫され、地域経済への影響も懸念される。 施設改築事業等が国費により確実に行われ、施設が安定的に機能することによって公共の良好な環境が保たれ、国土の環境保全が果たされるためにも、引き続き支援対象事業とされたい。					
法令関係	社会資本整備総合交付金交付要綱ほか					

【社会環境 7】（2月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H26・4・18 第134回総会；岡谷市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名 称	
件名	7 県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	一般廃棄物の焼却に伴い発生する焼却灰の最終処分について、個々の自治体による最終処分場の整備計画は極めて困難であるため、長野県による広域的な廃棄物処理施設の再検討を要望する。		
提案理由	穂高広域施設組合から排出する一般廃棄物の最終処分については、(財)長野県廃棄物処理事業団（以下「県事業団」という。）が計画した豊科町東山地区廃棄物処理施設整備事業の一般廃棄物最終処分場で、処分することが計画されていたが、計画が頓挫し、平成20年3月に県事業団も清算されてしまい、公共関与の整備計画が無くなった。 その後、組合では、独自に一般廃棄物最終処分場の建設整備を検討し、平成21年、最終的に県事業団の計画地を候補地として絞り込んで発表した。が、県事業団の計画に反対した地区住民の合意を得ることが極めて困難で、住民説明会の開催も受け入れていただけないまま、平成23年6月から凍結せざるを得ない状況となっているため、広域で安定かつ効率的な廃棄物最終処分場計画について、県で再度検討することを要望する。		
現況及び課題等	安曇野市の一般廃棄物の中間処理（ごみの焼却処理等）は、穂高広域施設組合で行っている。発生する焼却灰の最終処分は、県内2か所の民間事業者へ委託していたが、うち1か所が、平成25年度に受け入れを中止したため、平成26年度からは、一部を県外の事業者へ委託処理している。県外事業者も、安価で新規受け入れが可能な事業者は少なく、焼却灰の資源化も限られた施設で高額な処理費用となる。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

【社会環境 8】（8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	環境省
件名	8 廃棄物のリサイクル制度の確立及びリサイクルに対する財政支援について		
提案市	諏訪市		
要 提 旨 案	家電・容器包装・小型家電・食品リサイクル制度の確立や国と自治体との連携強化のための財政支援を要望する。		
提案理由	国は、大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、分野ごとに各種リサイクル制度を設け、リサイクルを推進している。 リサイクルに係る自治体の責務は、分別収集から選別、保管まで、一般的にトータルコストの7～8割を占めており、資源物売却収入を差し引いても自治体の負担は大きい。 一方、リサイクルを推進すれば、するほど、自治体のリサイクルコストは増加し、財政を圧迫する。このままではリユースの普及どころか、リサイクルの取組も前進しない。 各種リサイクル制度の趣旨に鑑み、リサイクルに係る費用について国からの財政的支援が必要である。		
現況及び課題等	本市では、リサイクルの品目を拡充すれば、資源物の分別収集費用やリサイクルできるように選別する費用、運搬に要するコストが増加する結果となり、財政を圧迫してしまうのが現状である。 国の施策として循環型社会の形成を目指すのであれば、ハード整備の財政的支援だけでなく、持続可能なリサイクルシステムを構築し、リサイクルに係る費用の財政的支援も必要である。		
関係法令	・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・小型家電リサイクル法 ・食品リサイクル法		

【社会環境 9】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会；長野市ほか12市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	9 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。 また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。		

【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、ごみ焼却施設 2 施設（長野市、千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）の整備を進めている。
長野市に建設中のごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。
平成 25 年 3 月によりやうく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。
- ・現在稼働中のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には、交付金が不可欠である。（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の約 99.9%）
特に長野市に建設中のごみ焼却施設は、平成 28 年度から本格的な施設の建設工事に着手し、平成 31 年 3 月から施設の運用を予定しており、計画どおりに事業を推進するためには交付金要望額の満額交付を受けることが必要である。
- ・一方、長野市は、長野広域連合のごみ焼却施設の稼働により、平成 30 年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手する。（平成 30 年度：実施設計、平成 31・32 年度（2019・2020 年度）：焼却炉解体・ストックヤード建設）（交付金の平成 30 年度当初内示額は要望額の 100.0%）
- ・事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。
- ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の 3 箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3 クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。

- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、2020年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しており、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・ごみ焼却施設の改良事業は、平成29年度に完了し、ごみ中継施設を新設する整備事業は、平成30年度に完了する計画である。
- ・ごみ焼却施設は、改良事業により設備の延命を図ってきたが、平成40年（2028年度）には現施設の運転が終了することから、新焼却施設建設に向けた新たな整備計画を策定することとなる。施設の整備には、地域住民の理解や協力が不可欠で、周辺環境の整備も求められ多くの費用を要するため、支援範囲を拡充した交付金による支援が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成31年度（2019年度）、最終処分場は平成32年度（2020年度）とされている。
- ・現在、施設整備に向け3市町村の協議を行っているが、平成28年度から事業に着手し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、2か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、新たな施設用地において平成31年3月末の稼働を目指しており、新施設の竣工後には速やかに旧施設（2施設）を解体撤去する必要がある。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体の起債償還とあわせて構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市の一般廃棄物中間処理（ごみの焼却処理等）は、一部事務組合である穂高広域施設組合（安曇野市、池田町、松川村、生坂村、麻績村、筑北村の6市町村で構成）の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼働から既に24年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

	・「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。 ・穂高広域施設組合では、平成 30 年 4 月、当該整備事業の建設請負工事の契約を締結し、平成 33 年（2021 年）3 月の稼働を目指し、建設における詳細設計等を進めているところである。 ・これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、今後申請する施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用の全てを一般財源で賄わなければならない、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の解体工事費については、跡地利用の状況にかかわらず全ての解体工事について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く 3 市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成 30 年 8 月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存 2 施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。 ・現在、建設工事を行っているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止した。その施設取り壊し事業費は、非常に多額となるため、解体費用についても交付金の対象事業費とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱